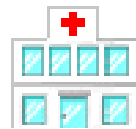


# 相談支援センターだより

秋田大学医学部附属病院  
相談支援センター 発行

第4号 平成20年7月22日

## 後期高齢者医療制度が始まりました!! (中編)



今年度より施行された後期高齢者医療ですが、今回は保険証と保険料についてご説明しました。引き続き今回は高額医療・高額介護合算制度についてご説明します。

### ③ 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度とは、医療費・介護費の両方が高額となった世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減する制度です。

平成20年3月までは、医療費が高額になった場合は、健康保険から自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給され、介護費が高額になった場合は、介護保険から高額介護サービス費が別に支給されていました。

平成20年4月から、医療費・介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、それでも両方を合計した自己負担が高額となる場合に、新たに定められた自己負担限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」が新設されました。

\* 限度額は年額単位で計算されます。

平成20年度は、4月1日から翌年7月31日までにかかった自己負担額を対象とします。

平成21年度分は、8月1日から翌年7月31日の期間を対象とします。

\* 限度額は世帯単位で計算されます。

健康保険と介護保険両方に自己負担がある世帯が対象です。(食費・居住費等70歳以上の人はすべての自己負担を合算対象とします。

70歳未満の人は1ヶ月21,000円以上の自己負担のみを合算対象とします。



\* 基準額(年単位)については下記の通りです。

70歳未満の方		70~74歳の方	
上位所得者	126万円(168万円)	現役並み所得者	67万円(89万円)
一般	67万円(89万円)	一般	56万円(75万円)
住民税非課税世帯	34万円(45万円)	低所得者Ⅱ(2)	31万円(41万円)
		低所得者Ⅰ(1)	19万円(25万円)

※次回(後編)は、医療費の自己負担限度額についてご説明します。

ご不明な点は相談支援センターもしくは、市町村の後期高齢者窓口へお問い合わせ下さい。

# 第六回国立大学医療連携・退院支援関連部門連絡協議会

7月11日（金）～12日（土）、東京大学にて上記連絡協議会が開催され、斉藤副看護部長・今野看護師長・MSW小川・MSW金子・事務補佐内田が出席して参りました。初日は議事・42大学の現状報告・講演・シンポジウム等が行われ、2日目は「医療連携の課題と展望」と題して各大学より前方連携・後方連携における活動内容が報告されました。



安田講堂

## 「皆様のご意見・ご要望」より



今回より当院をご利用になる皆様の声を一部掲載させて頂くことになりました。

**ケース1：**私は〇〇治療のため来ておりますが、△△検査等のため看護師さんから説明を受けてる時他の待っている方もいるのにその内容が聞こえてるくらいで言われたのですが、けしてこちらは悪いことしてるわけでないのにものすごく嫌な気持ちになりました。一患者のプライバシーだと思うので配慮した方がいいと思います。というかそうしていただきたいものです。

**(回答)** 看護師の対応が患者さんのプライバシー保護に欠けていたことにお詫び申し上げます。外来の窓口・待合室での対応や説明方法について検討致しました。今後は相手の立場に立った真摯な態度を心がけ改めると共に、待合室内の配置や窓口の整理など環境の改善を図ります。

**ケース2：**看護師さんへ 長い期間大変お世話になりました。担当チームの看護師さんはもちろんのこと他のチームの看護師さんにも声をかけて頂き、おかげ様で寂しい思いをすることなく毎日を過ごすことが出来ました。それでも、ちょっとした事で心細くなってしまった時は、何度も声をかけて下さったり、わがままを聞き入れてくれ、細かいところまでも配慮して下さったりと支えられ、本当に感謝しています。また、外来でお世話になりますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。



### 編集 後記

梅雨も明け、日ごとに暑気が増して夏本番に入りました。今回から「皆様のご意見・ご要望」を一部掲載してみました。職員の接遇に関するご意見・ご要望も多く、今一度初心にかえり対応していきましょう。